

在外選挙人の模擬選挙のご案内

◆模擬選挙の意義

- 在外国民が居住している現地の在外公館で韓国国内の選挙に投票が出来るように在外選挙制度を導入した「公職選挙法」改正案を議決し(2009.2)、2012年の選挙から在外国民の投票がスタートします。
そこで模擬選挙を実施し、問題点の発見および改善策を講究します。

◆選挙人の資格

- 大韓民国のパスポートを所持していて、日本国の在留資格がある模擬選挙日(2010.11.24)現在、満19才以上の海外在住の大韓民国国民。
 1. 韓国内に住民登録をしていなくて居所申告もしていない永住者
⇒ 在外選挙人
 2. 韓国内に住民登録をしていたり、国内居所申告をしている、選挙日当日日本に在留している人 ⇒ 国外不在者申告人

◆模擬選挙概要

- 投票日：2010年11月14日(日)～15日(月)2日間 10:00～17:00
- 投票場所：駐大阪韓国総領事館 地下1階
- 選挙対象：任期満了 模擬地域 比例代表 国会議員
- 投票開票：2010年11月24日(水) ※模擬在外選挙日

◆模擬選挙参加方法

- 模擬選挙登録及び国外不在者申告期間：2010年8月1日～9月30日 ※公館必着
 1. 模擬選挙在外選挙人登録申請書を提出
(旅券コピーと登録原票記載事項証明書を添付)
 2. 模擬選挙国外不在者申告書を提出(旅券コピーを添付)
- 提出方法：郵便、FAX、Eメール、巡回領事の時、総領事館直接持参
郵便：〒542-0086 大阪府中央区西心斎橋2-3-4 駐大阪大韓民国総領事館
FAX:06-6213-0151 E-mail:osaka@mofat.go.kr
- 提出先：駐大阪大韓民国総領事館
※今回の模擬選挙に限り、民団本部・支部でも受け付けています。

◆模擬選挙主要日程

- 在外選挙人名簿閲覧異議申請：2010年10月23日(土)～24日(日)(2日間)
選挙人名簿閲覧期間中、記入漏れ、誤記入などを必ず確認し訂正して下さい。選挙人としての資格があっても、選挙人名簿に登録されていない方や登録内容が異なる場合、投票できなくなります。 ※ホームページで閲覧
- 模擬投票用紙などの発送、模擬政党候補者資料提供：2010年11月11日完了

◎問い合わせ先：駐大阪大韓民国総領事館 模擬選挙係 06-6213-1403～5
最寄りの民団支部または大阪本部 06-6371-7331

韓国・中央選挙管理委員会在外選挙ホームページ ok.nec.go.kr ※韓国語版
韓国民団大阪本部ホームページ mindan-osaka.org ※日本語版